

医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書

医療等の社会保障制度は、国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む上で不可欠なものであり、将来にわたって持続可能なものでなければなりません。特に、社会保険診療報酬等についての控除対象外消費税の問題解決は、喫緊の課題となっています。

現在、我が国においては、全国各地で国民誰もがいつでも良質な医療を受けられるよう、各医療機関等が努力されているところです。

しかしながら、社会保険診療等は消費税非課税であることから、医療機関等は仕入れに対して支払った消費税を控除することができないため、控除対象外消費税が発生し、医療機関等の負担となっており、経営上、困難な問題の一つとなっています。仕入れにかかった消費税相当額分については、診療報酬等に上乗せされる仕組みとなっていますが、この仕組みは消費税上乗せ分の補填が不十分であることや、個々の医療機関等の仕入れ構成の違いへの対応が困難であることから、とりわけ多額の設備投資などを行っている医療機関等の消費税負担が深刻となるなど、消費税負担が医療機関等の経営を圧迫しています。

自治体病院においても状況は厳しく、消費税負担が病院経営に深刻な影響を及ぼしており、地方財政を圧迫する要因ともなっています。

この間、医療等に係る消費税等の税制のあり方については、何度にもわたって検討事項として取り上げられてきたところであり、早急な解決が求められます。

よって、国におかれましては、持続可能な社会保障制度を継続していくため、医療等に係る消費税問題の抜本的な対策を講じるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月13日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

社会保障・税一体改革担当大臣